

記載例

「購入予定数量等設定申込書」は毎年作成して下さい。
購入予定数量・積立単価・積立金額・納入方法は毎年設定を
変更できますが、購入予定数量はその年度の削減目標に基づ
いて過大とならないように設定して下さい。

別紙様式例第5号

漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

令和4年〇月〇〇日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所 〇〇県〇〇市〇〇町123番地
申込者氏名 大漁 太郎 (印)
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補
填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という）の対象となる燃油購入予定数量等の
設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2. 対象数量（補填金の対象となる燃油購入予定数量）

(A 重油)	6,000	リットル
(軽油)	4,000	リットル
(ガソリン)		リットル
(その他：)		リットル
合計	10,000	リットル

この数量と削減目標で設定した数量の低いほう
が、1年間に補填される数量となります。削減目
標の数量の100リットル未満を切り上げたキリの良
い数量までの設定をお勧めします。（過大な数量
で設定しないで下さい。）

3. 積立て単価（1キロリットル当たり）の選択（次のいずれかに○印を付してください。）

- 漁業用燃油価格安定対策事業
- ①8,500円 ②7,500円 ③6,000円 ④5,000円 ⑤3,000円 ⑥2,000円 ⑦1,000円

4. 燃油補填積立金の納入方法等

(積立ての金額)

選択された単価 (8,500 円) /1000×予定数量設定申込書の数量 (10,000 リットル) = 85,000 円

* 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付してください。

- ① 一括納入
- ② 分割納入（次のいずれかに○印を付してください。）
 - ア 6月と__月の2分割
 - イ 6月と__月と__月の3分割
 - ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

* 分割納入のア又はイの__には、9月・12月・3月の中から選んで記入してください。
* 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数
は、6月末の納入額にまとめられます。

積立金は6月末までに納入し
て下さい。
分割納入の場合、1回目は必
ず6月末までに納入して下
さい。

燃油購入予定数量等設定申込書：1/2

【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・ 補填金交付の有無にかかわらず、各四半期ごとの燃油の購入実績数量を、納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・ 燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金を納入してください。

5. グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載してください。

グループ構成員数： ○ 人

グループ加入や漁協一括加入の場合、必ず参加している構成員数を記載して下さい。(規約も整備する必要があります。)

6. 作業安全対策の取組

積立契約締結時および契約更新時に別添1の事業者向けチェックシート（事業実施主体が漁業者団体の場合は、別添2の事業者団体向けチェックシート）を提出してください。

新規申込時または契約更新時（3年に1度）に別添の安全操業チェックシートを提出してください。

燃油購入予定数量等設定申込書：2/2

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）

事業者向け チェックシート

所属漁協名	〇〇漁業協同組合
事業者名	大漁 太郎
記入者 役職・氏名	大漁 太郎
船名／トン数	大漁丸 4.9トン
漁業種類 (複数の漁業種類を営んでいる場合、 漁業種類をすべてご記入ください。)	網船曳網漁業、刺網漁業
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 4 年 ● 月 ●● 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ―:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	○
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	―
1-(1)-③	作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	△
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	○
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	―
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	―
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令を遵守する。	○
1-(2)-②	漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。	○
1-(2)-③	ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	○
1-(2)-④	健康状態の管理を行う。	○
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。	○

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者機関による訪船指導や地域の安全責任者等によるチェックを受ける。	×
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有毒性のある資材を適切に保管する。	○
1-(3)-②	漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	○
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	○
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	－
1-(4)-②	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	×
1-(4)-③	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	△
1-(4)-④	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	○
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	△
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	×
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	○
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	×
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	△

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (個別規範：漁業)

事業者団体向け チェックシート

事業者団体名	〇〇漁業協同組合
記入者 役職・氏名	総務係長 漁協 太郎
記入日	令和 4 年 ● 月 ●● 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	○
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	○
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	×
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	○
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	○
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事象事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	×
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	○
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	×
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	×
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	○
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	－
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に事故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成員との連絡体制の確保や訓練を行う。	○